

令和8年2月27日 開会
令和8年2月27日 閉会

令和8年 第1回

砂川地区保健衛生組合議会定例会会議録

砂川地区保健衛生組合議会

令和8年 第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会

令和8年2月27日（金曜日）

○議事日程

開 会 宣 告

開 議 宣 告

日程第1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第2 会期の決定

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 令和7年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算

日程第5 行政執行方針

日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第2号 令和8年度砂川地区保健衛生組合会計予算

日程第8 報告第1号 例月出納検査報告

○本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名

奥山 光一 議員

川野 敏夫 議員

議事日程報告

日程第2 会期の決定

自 2月27日 至 2月27日1日間

日程第3 主要行政報告

日程第4 議案第1号 令和7年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算

日程第5 行政執行方針

日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第2号 令和8年度砂川地区保健衛生組合会計予算

日程第8 報告第1号 例月出納検査報告

○出席議員（9名）

議 長 多比良 和 伸
副議長 中 川 清 美
議 員 柴 田 一 孔
三 本 英 司
奥 山 光 一
辻 勲
川 野 敏 夫
大 関 光 敏
笹 木 笑 子

○欠席議員（1名）

議 員 川 畑 智 昭

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

組 合 長 飯 澤 明 彦
監 査 委 員 中 村 一 久

2. 組合長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 組 合 長 井 上 守
事 務 局 長 堀 田 一 茂
事 務 局 次 長 中 山 智 宏

3. 監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長 下 道 くみこ

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 係 長 階 上 五 月

開会 午後1時53分

◎開会宣告

○議長

これより令和8年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長

直ちに本日の会議を開きます。

議員の欠席、遅参報告について事務局から報告させます。

○事務局次長

ご報告申し上げます。川畑議員から、議長に欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員として、奥山光一議員及び川野敏夫議員を指名します。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会は、2月27日、1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は2月27日1日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長

日程第3、主要行政報告を求めます。

事務局長。

○事務局長

事務局長の堀田でございます。

それでは、令和7年10月以降の保健衛生組合の主要行政についてご報告申し上げます。

主要行政報告をご覧ください。

1. 議会関係では、令和7年第2回組合議会定例会を令和7年11月28日に開催したところであります。

2. 総務関係では、例月出納検査につきまして、記載の日程により4回実施されたところであります。

3. 共同事務では、はじめに、火葬場施設に関する事務について、「吉野斎苑」にかかる火葬炉・動物炉の使用状況は、令和7年4月から12月まで、遺体が412件、死胎・その他が5件、動物が563件であり、前年度との比較につきましては、それぞれ記載のとおりであります。つぎに、ごみ処理施設に関する事務について、「クリーンプラザくるくる」へのごみ搬入状況であります。令和7年4月から12月まで、可燃ごみから資源ごみ及び危険ごみまでの搬入量は、合計欄の最下欄に記載のとおり、合計で646万1,430kgであり、前年度と比較して20万1,250kgの減、率にして96.98パーセント、3.02パーセントの減であります。つぎに、「中・北空知エネクリーン」への可燃ごみ搬送量であります。令和7年4月から12月まで423万4,510kgであり、前年度と比較して8万5,380kgの減、率にして98.02パーセント、1.98パーセントの減であります。なお、「クリーンプラザくるくる」へ搬入された、可燃ごみ合計376万5,450kgとの差につきましては、不燃ごみ・粗大ごみ・生ごみ・資源ごみを再分別した結果、可燃ごみに加えたことによるものであります。

以上、主要行政報告といたします。

◎日程第4 議案第1号 令和7年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算について

○議長

日程第4、議案第1号 令和7年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第1号、令和7年度砂川地区保健衛生組合会計補正予算についてご説明申し上げます。第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ465万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億8千208万2千円とするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。14ページをお開き願います。3款、保健衛生費、1項、1目、火葬場費で100万円の増となります。主なものとして、人件費7万5千円の増、これは一般職員・会計年度職員の給与改定の増であります。燃料費128万8千円の減、原油価格や為替レートの変動、国の補助金制度の変化など、予測できない部分があったため、今後の見込みを加味した上でも、減額となったものでございます。修繕料83万8千円の増、これは、トイレ洗面台へのハンドドライヤーの設置59万6千円、

収骨室の換気用窓修繕24万2千円によるものであります。工事請負費137万5千円、ロビーの空調設備設置工事費、これは利用頻度の高いロビーへのクーラー設置であり利用者の快適性の向上を図るものであります。16ページをお開き願います。2項、1目、ごみ処理施設管理費で365万円の増となります。主なものとして、人件費25万円の増は、火葬場費と同様でございます。燃料費144万8千円の減、光熱水費360万円の減は、火葬場費と同様の理由でございます。委託料853万8千円の増、これは、管理等委託料であり、くるくるのごみ処理施設で緊急を要する修繕が発生しておりますので、委託先である鹿島環境エンジニアリング株式会社との包括委託の追加を行い、点検補修を実施するためであります。その他、備品購入費4万円の増は、管理棟周辺の環境整備のための草刈り機更新によるものでございます。以上が歳出であります。歳入については、総括で説明申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと存じます。1款、分担金額から使用料及び手数料等の歳入を見込み、539万2千円を減額するものであります。2款、使用料及び手数料は、火葬場使用料及びごみ処理手数料で633万2千円を増額するものであります。3款、諸収入は、資源ごみ売払収入によるもので、371万円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。
ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。
続いて、討論に入ります。
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。
これより議案第1号を採決します。
本件を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 行政執行方針

○議長

日程第5、これより組合長の行政執行方針の説明を求めます。
組合長。

○組合長

それでは、私のほうから、令和8年度保健衛生組合行政の執行方針を申し上げます。

令和8年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会の開会にあたり、令和8年度保健衛生組合行政の執行方針について申し上げます。

昨年は全国的に、クマの出没が相次ぎ、住宅地に近い場所でも人身被害が多発するなど極めて異例の事態となりました。施設所在地である砂川市におきましても、多数の目撃情報が寄せられ、市を挙げての警戒や対策が講じられたところであります。

当組合が運営する「ごみ処理施設」および「火葬場施設」におきましても、敷地に近接した場所での目撃情報はありましたが、幸いにも施設や利用者への直接的な被害はありませんでした。この場をお借りいたしまして、改めて深く感謝申し上げます。

本組合の事業は、身近な生活環境の保全など、地域住民の皆様の日常生活と密接につながっており、一般廃棄物の効率的で適正な処理に努めるとともに、火葬場施設の利便性の向上を図りながら、安全で安心できる快適な生活環境の確保に向けて、より一層の努力を続けてまいります。

また、構成市町における財政運営は一段と厳しさを増していることから、効率的・効果的な管理運営によって経費の節減を図り、構成市町との連携のもと適正な事務処理に努めてまいります。

以下、事業ごとに順次申し上げます。

はじめに、「吉野斎苑」火葬場について申し上げます。施設の運営にあたりましては、常にご遺族の心に配慮した適切な対応に努めているところであり、施設の維持管理につきましても、本年度におきましても、火葬炉の再燃焼室耐火レンガ交換、炉内台車耐火物交換など、補修整備を計画的に実施してまいります。

続きまして、ごみ処理施設についてであります。一般廃棄物処理施設「クリーンプラザくるくる」では、「雑紙」の資源回収や、リサイクル施設における「小型家電」のピックアップ回収、さらには、破砕後に発生する「木くず」の再利用などに継続して取り組んでまいります。これらを通じて、ごみの減量化と資源化、ならびに効率的かつ適正な処理を徹底するとともに、施設の適切な管理・運営に努めてまいります。

これにより、住民・事業者・行政がそれぞれの責務を分担し、共に手を取り合う「協働による循環型社会」の形成を力強く推進してまいります。

また、施設の延命化を図るため、「クリーンプラザくるくる長寿命化等更新工事」を本年度から2ヵ年にわたり実施してまいります。

具体的には、生ごみ処理施設の「粉碎分別機」と「マイクロガスタービン発電機」の更新を行うものであります。これにより、バイオガスのエネルギー変換効率を最大化させ、建物運用における温室効果ガス排出量のさらなる削減を着実に実現してまいります。

次に、組合会計予算について申し上げます。本年度予算の総額は、5億9,574万9千円であります。前年度当初予算と比較いたしますと、金額で2億1,831万7千円率にして57.84パーセントの大幅な増となっております。主な要因は、「クリーンプラザくるくる長寿命化等更新工事」によるものであります。

歳入について申し上げます。主な財源は、全体の92.12パーセントを占める構成市町からの分担金5億4,879万3千円、ならびに各施設の使用料および手数料4,38

0万3千円であります。

続きまして歳出であります。

まず、火葬場費は7,103万3千円で、前年度比8.61パーセントの増となります。これは、火葬炉の計画的修繕に加え、吉野斎苑・収骨室へのエアコン設置など、利用者へのサービス向上と施設の維持管理に万全を期すためのものであります。

次に、ごみ処理施設費は5億2,340万3千円で、前年度比68.66パーセントの大幅な増となります。主な要因は、先ほど申し上げました「クリーンプラザくるくる長寿命化等更新工事」、ならびに適正な運用を維持するための需用費や管理委託料の増によるものであります。

以上、令和8年度の執行方針について申し述べてまいりました。

本組合といたしましては、効率的かつ安定的な管理運営を軸とし、構成市町との緊密な連携のもと、組合の目的達成に向け最善の努力を尽くしてまいります。

組合議会ならびに関係各位におかれましては、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願いよりお願い申し上げます、令和8年度の行政執行方針といたします。よろしくお願いたします。

◎日程第6 議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長

日程第6、議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

議案第3号 砂川地区保健衛生組合職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正の理由は、国家公務員等の旅費に関する法律の改正の趣旨を踏まえ、職員等の旅費を改定するとともに、条文を整理するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページは、本条例の一部を改正する条例であります。説明にあたりましては、13ページ、議案第3号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分には、アンダーラインを表示しております。尚、改正内容につきましては、要点となる部分のみの説明とさせていただきます。

第1条は「趣旨」の定め、「第204条」を「第204条第3項」に改め、第2条は「旅費の支給」の定め、第1項は文言整理と「出張」の定義を加え、第2項から次のページをまたぎ第6項までを加え、出張中の事故・死亡・補助者への旅費、中止時の費用補填、及び旅行会社への直接支払を規定、第3条は「旅行命令等」の定め、見出し及び第1項から第3項までを記載のとおり改め、第4項を全文改め、第6項まで加え、命令は、旅行命

令書又は旅行依頼書とし、緊急時は口頭・事後書面も可能、様式は規則への委任を規定しています。第3条の2を加え、「旅行命令等に従わない旅行」の定め、予定外の旅行は事前変更を原則とし、不可抗力時は速やかに事後申請し、未申請・不承認なら当初の命令範囲内とする規定でございます。第3条の3を加え、「旅費の種目及び内容」の定め、第1項で定義、第2項から次のページをまたぎ第5項までは、鉄道、船、航空、その他の交通費、第6項から第8項までは、日当・宿泊・包括宿泊費、第9項から第11項までは、海外出張の食卓料及び渡航雑費と死亡手当の規定でございます。第4条は「旅費の計算」の定め、旅費の定義を加え、記載のとおり文言の整理を行います。第4条の2を加え、「旅費の請求手続き」の定め、次のページをまたぎ第7項まで、証拠書類の提出と概算払の期限内の精算・過払い発生時の返納を義務付け、遅延時は給与や旅費から徴収し、電子申請が可能なことと規則への委任を規定しております。第5条は「普通旅費の種目」の定め、全文改め、普通旅費の定義と種目を明示しております。第6条から第8条までは、「鉄道賃、船賃、航空賃」の定め、全文改め、利用した際の支給範囲と上限を規定しております。20ページ、第9条は「その他の交通費」の定め、全文を改め、路線バス、公務上必要な場合に限るタクシー・レンタカー代および自家用車等の距離による利用料など、鉄道・船・飛行機以外の交通手段の規定でございます。第10条は「日当」の定め、記載のとおり改め、第11条は「宿泊費」の定め、全文改め、地域や職務に応じた別表第2に定める基準額が原則であります。特別な理由の時は実費支給できる定めでございます。第11条の2を加え、「包括宿泊費」の定め、移動・宿泊一体型サービス利用時は、交通費と宿泊費基準額の合算額の範囲内とする規定でございます。第12条から第18条までを改め第12条は「研修旅費の種目及び内容」の定め、研修・視察旅費で、日当は別表3を適用し、その他は普通旅費の例によると規定しております。第13条は「外国旅費の種目及び内容」の定め、第1項は種目の定義、第2項及び、次のページをまたぎ第3項は、日当・食卓料を別表第4により、他は砂川市条例に準じて支給する規定でございます。第14条は「旅費の支給額の上限」の定め、交通費・宿泊費等は、規定額と実費のうち少ない方の額を支給する規定でございます。第15条は「旅費の調整」の定め、他団体との重複・実費超過時は制限し、特殊な不足時は協議により増額できる規定でございます。第16条は「旅費の特例」の定め、本条例の支給額が労働基準法の基準に満たない場合、同法を優先して不足分を補う規定でございます。第17条は「旅費の返納」の定め、不正受給分を返還させ、給与や旅費からの直接控除を可能とする規定でございます。第18条、第19条は記載の通りでございます。24ページ「別表」を「別表第1」に改め、別表第2から26ページ別表第4までを追加するものでございます。

附則第1項は施行日でありまして、第2項から第4項は「経過措置」の定め、施行日以降は新条例、以前は旧条例を適用しますが、期間中の命令変更や返納などは、新条例に順次適用される規定でございます。第5項「砂川地区保健衛生組合の議会議員の議員報酬及び監査委員の報酬並びに費用弁償に関する条例」、次のページ、第6項「砂川地区保健衛生組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、及び、第7項「組合の機関の要求により出頭及び旅行する者の費用弁償条例」の一部改正は、記載のとおり、本条例

の改正に伴い準用部分の改正を行ったものであります。

以上、よろしくご審議たまわりますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号 令和8年度砂川地区保健衛生組合会計予算

○議長

日程第7、議案第2号 令和8年度砂川地区保健衛生組合会計予算についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

事務局次長。

○事務局次長

令和8年度予算についてご説明申し上げます。予算書の表紙をお開きください。

議案第2号 令和8年度砂川地区保健衛生組合会計予算第1条は、歳入歳出予算であります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億9千574万9千円と定めるものであります。第2条は、継続費であります。4ページをご覧ください。第2表、継続費に記載のとおり、3款保健衛生費、2項ごみ処理施設費の「クリープラザくるくる長寿命化等更新工事3億7千811万4千円について、令和8年度、令和9年度の2カ年の継続事業として総額及び年額を定めるものであります。6ページをお開きください。この予算を令和7年度当初予算と比較しますと、額で2億1千831万7千円の増、率で57.84%の増となったところであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。12ページをお開き願います。

1款、議会費、1項、1目、議会費は、18万5千円で前年度より5万円の増であり、臨時議会の回数を2回としたためであります。

2款、総務費、1項、1目、一般管理費は、92万8千円で、前年度より44万3千円

の減となります。要因は、今年度、財務会計システム更新にかかる負担金が発生しないことによるものであります。2目、会計管理費20万円は前年度同額であります。14ページをお開き願います。

3款、保健衛生費、1項1目、火葬場費は、7千103万3千円で前年度と比較して、562万9千円の増となります。増額の主な内訳は、人件費で158万9千円の増、給与改定で増額となりますが、今年度は退職該当者への積立負担金がないため総額では減額となります。ただしゴミ処理施設管理費との支出割合を固定したことにより、火葬場費の割合は増え、増額となっています。需用費217万円の増、主に吉野斎苑火葬炉の計画修繕に伴う修繕費であり、計画外のシャッターの修繕や計画修繕のコストアップによるものであります。委託料80万7千円の増、これは人件費や資材等の高騰によるものであります。工事請負費106万2千円、新規事業であり、収骨室空調設備設置工事費で、利用者の快適性の向上を図るためのものであります。 予算書の16ページをお開きください。2項1目、ごみ処理施設管理費は、5億2千340万3千円で前年度と比較して、2億1千308万1千円の増となります。主な要因は「クリーンプラザくるくる長寿命化等更新工事」にかかる予算であります。今年度は1億9千509万円を計上しております。「クリーンプラザくるくる」の生ゴミ処理施設は、経年劣化等により「粉碎分別機」の劣化が目立ち、どうにか維持管理をしている状況であります。また、マイクロガスタービン発電機は、現在30KWを4台設置しておりますが、この規格は既に令和3年度に生産中止となっております。部品の供給もされていない状況となっております。この間、他の工場で使用しなくなったリビルド品を購入し、なんとか維持管理してきましたが、それも限界であり、現在の主流規格である65kW発電機を2台設置し、付帯する工事を実施することで、より安定的にメタンガスを高効率で取り込み電力に変えることができるため、長寿命化等更新工事として2ヵ年の計画で実施するよう予算計上したものであります。他には、低濃度PCBに対する費用として、PCB分析料として役務費に4万3千円を加え、廃棄物処分委託料43万2千円、高圧受電設備リース料21万3千円を計上しております。低濃度PCBは令和9年3月末までに利用者側の責任で処分するよう法律で定められております。また、火葬場費で説明したとおり、人件費は469万3千円の減となっております。需用費が515万9千円増となりますが、主に長寿命化工事期間中に発電機が使用できなくなることによる電気代の増加分を計上しております。委託料は1千939万7千円増、これは主にごみ処理施設の管理等委託料であり、経年劣化による保守点検修繕箇所の増加や人件費、資材費等の高騰によるものであります。

以上が歳出であります。歳入につきましては、総括でご説明申し上げます。5ページをお開き願います。1款、分担金及び負担金は、5億4千879万3千円で、前年度と比較して2億1千791万円の増、2款、使用料及び手数料は、4千380万3千円で、前年度と比較して40万7千円の増、3款、諸収入は、315万3千円で、前年度と同額でございます。以上が歳入であります。20ページから27ページには、「給与費明細書」の添付、28ページから29ページには、「継続費に関する調書」を添付してございますので、ご高覧いただきたいと思います。存じます。

以上よろしくご審議たまわりますよう、お願い申し上げます。

○議長

これより質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで、質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 報告第1号 例月出納検査報告

○議長

日程第8、報告第1号 例月出納検査報告を議題とします。

例月出納検査報告は、文書で配付のとおりであります。

これより報告第1号の質疑に入ります。

ご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号例月出納検査報告を終わります。

◎閉会宣告

○議長

以上で日程の全てを終了しました。

これをもちまして、令和8年第1回砂川地区保健衛生組合議会定例会を閉会します。お疲れさまです。

閉会 午後2時23分

自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年2月27日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員